

第4回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会

1 日 時

平成29年11月21日（火） 午後6時30分から

2 場 所

市役所南館8階 中会議室

3 出席者

会 長 福 田 公 教

副 会 長 井 元 真 澄

委 員 今 井 美 紀

委 員 檜 本 佳 子

委 員 大 黒 好 栄

委 員 原 田 茂 樹

委 員 梶 武

委 員 三 角 智 昭

4 欠席者

委 員 城 谷 星

5 事務局職員

こども育成部長 佐藤 房子

こども育成部理事 岡 和人

こども育成部次長兼保育幼稚園総務課長 西川 恵三

学童保育課長 幸地 志保

保育幼稚園事業課長 村上 友章

学童保育課課長代理兼学童保育係長 九鬼 里恵

保育幼稚園事業課課長代理兼給付係長 大石 裕之

保育幼稚園総務課課長代理 中路 洋平

学童保育課保育指導主事 杉本 政久

学童保育課管理係長 三好 正祐

保育幼稚園事業課認定係長 西田 匡志

保育幼稚園総務課管理係長 北川 賢一

保育幼稚園総務課管理係 西川 康一

6 案件

- (1) 学童保育室利用料（案）について
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）について
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額以外の費用について
- (4) その他

7 発言要旨

(西川次長) 皆さん、こんばんは。

ただいまから、第4回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開会させていただきます。

なお、本審議会は第1回審議会において、原則公開と決定していただいておりますので、傍聴者の方には、入室していただいております。

本日の案件に入らせていただく前に、委員の出席状況についてご報告申し上げます。

本日は、委員総数9名中8名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、当審議会規則第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは、福田会長、審議会の進行をお願いいたします。

(福田会長) こんばんは。どうも遅い時間によろしくお願ひします。

それでは、会議の次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。

本日は、会議次第にお示ししておりますとおり、引き続き「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）及び学童保育室利用料（案）」について審議を行った後、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る上乗せ徴収・実費徴収等」について意見聴取を行います。

まずは、次第の2「審議等（学童保育室利用料（案）について）」ですが、学童保育室利用料（案）については、過去3回の審議会で一定の方向性が見えてきたかと思ひます。

本日、まずは前回の審議会で各委員からいただきましたご意見、課題について事務局から説明をいただきたいと思ひますので、事務局、どうぞよろしくお願ひいたします。

(三好係長) 学童保育課、三好です。座ってご説明いたします。

前回の審議の中で、樫本委員から指導員向けの研修内容等に関する資料について、また、前回お示しした利用料やおやつ代等、利用者が実際に負担する月額府内各市町村の一覧表にかかわって、原田委員、今井委員からご質問等をいただきまして、お答えできていない部分もございましたので、この2点につきましてご説明いたします。

資料2、学童保育事業参考資料の1ページをお開きください。

こちらは大阪市を除く大阪府内市町村の平成28年度の指導員対象の研修回数等の一覧でございます。左から市町村名、研修にかかる講師謝礼の予算額、研修予定回数、実績回数となっており、実績回数の多い順に並べております。本市につきましては、昨年度25回実施しており、熊取町の30回に次いで府内42市町村中、2番目に多い回数となります。なお、本市の予算額48万円となっておりますが、決算額といたしましては20万5,000円でございます。他市町村の決算額につきましては、把握しておりません。

続きまして、2ページをお開きください。

本市の昨年度実施した研修の詳細でございます。1番は、新規採用者のみ対象の研修、2番から11番につきましては、任期付指導員、加配指導員等対象の遊びや読み聞かせ、アレルギーや発達障害等の研修でございます。12番から19番につきましては、同様に任期付指導員・加配指導員全員に対してでございますが、30の学童保育室を4グループに分けて、各グループ2回ずつ、グループワークも含めた発達障害に関する研修を実施いたしました。同じく20番から23番につきましては、4グループに分けて、実技も含めた救命救急研修を実施いたしました。ほかに、24番につきまして消火訓練等、25番は不審者対応等の研修で、以上25回となっております。

25回の研修のほかにも、警察の方に学童保育室に来ていただいて、子どもたちも一緒に不審者対応の訓練を受けるものを昨年度は6つの学童保育室で実施したりであるとか、他の学童保育室に勤務する指導員同士を交換して、他の学童のやり方等を参考にするための交換実習、また児童発達支援センターあけぼの学園での実習等を行うなど、指導員の資質向上に努めております。

なお、指導員は、長期休業中以外の平日につきましては、午後からの勤務であるため、これら研修につきましては、勤務時間外である平日の午前中に実施しております。

続きまして、3ページをお開きください。

前回、保護者の負担する費用として利用料とおやつ代という形でお示しいたしましたが、保護者会の費用等についてもご質問等がございましたことから改めてご説明いたします。

まず、①基本利用料、②延長利用料、延長利用料のない自治体もごございますが、こちらにつきましては、どこの自治体も市町村、委託している場合は、その事業者になります。市町村で徴収し、運営事業費に充てております。③のおやつ代につきましては、市町村でおやつを用意し、費用を徴収している自治体もごございますし、保護者会がおやつを用意し、費用を徴収している自治体、保護者会がおやつ代を徴収し、市町村がおやつを用意している自治体、また本市のように、各自で持参している自治体などさまざまでございます。

ここまでは、前回資料にも記載しておりましたが、審議の中で保護者会の会費等についてのご発言がございましたので、追加しております。④の光熱水費や教材費等については、利用料と別に徴収し、運営事業費に充てている自治体もごございます。本市については、いただいている①②の利用料に、これらの費用が含まれているため、別途徴収ということはしておりません。⑤の保護者会費というのが、各自治体さまざまございまして、保護者会への加入を入室要件としているところもあり、集めた保護者会費でおやつや教材の購入をして、学童保育室での活動中に使用している自治体、つまり運営事業費に充てている自治体もごございます。本市においては、保護者会については、設置も加入も任意としており、保護者会のない学童保育室もごございますし、保護者会がある学童保育室であっても保護者会に加入をしていないと学童保育室に入室できないということもございません。また、保護者会の活動は、学童保育事業とは別であり、学童保育室運営に必要な物品等は全て市で購入しております。

前回の最後にご質問のあったキャンプやクリスマス会などの行事につきましては、学童保育室で実施している行事は、新入生歓迎会と3年生を送る会だけであるというお話もございましたが、こちらについては、保護者の方が見に来られて実施しているのが、この2つでございまして、このほかにも各学童保育室でお誕生会やハロウィンパーティー、クリスマス会、模擬店ごっこをして夏祭りをするなど、指導員の創意工夫による種々の行事を実施しております。

保護者会で実施されている行事につきましては、学童保育時間中ではない時間に、保護者会が公民館やコミュニティセンターなどを

借りて実施されています。土曜日の日中、学童保育室が開室している時間に実施される場合もございますが、その際、当日学童保育室を利用している児童につきましては、保護者の皆様の責任で学童保育室から実施場所へ移動してもらっています。その時間は、学童保育事業ではないため、スポーツ安全保険の対象にはなりません。保護者会の行事につきましては、任意であるため、団体ごとで活動の差が出るところはいたし方なく、市としても指導助言等はできませんが、保護者の方が安心して児童を預けられるよう、また児童が楽しんで生活できるように、学童保育室における活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、総事業費にはどういったものが含まれるのかについて前回ご意見がありましたので、本市における事業費の内訳をお示ししております。その中で1点、前回教材費が児童1人当たり2,500円という説明をいたしました。これにつきまして補足でございます。これにつきましては、上から3つ目、消耗品費の中になるんですけども、まず、各教室には児童1人当たり1,300円で教室予算というのを設定しており、その総額の中で、おもちゃや書籍、教材等を購入しております。それ以外にもペンやはさみ、色えんぴつや紙など、子どもたちの活動の中で使うものも消耗品費で購入しております。これが過去に計算したときに2,500円程度であったことから、前回そう申し上げました。消耗品費の平成28年度の決算額を児童数2,078人で割りますと、1人当たり8,170円程度となりますが、この中にはプリンターや電話機、扇風機、ホワイトボードなど、子どもの使用する教材費以外の備品や、ばんそうこう、シップ等の医薬品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の消耗品も含まれるため、再度計算いたしましたところ、平成28年度の教材費につきましては、児童1人当たりおよそ2,900円でございます。

以上で説明を終わります。

(福田会長) 事務局、どうもありがとうございました。

それでは、ここから質疑応答に移りたいと思いますが、まず初めに、私のほうから1点確認をお願いしたいと思います。

これまでの審議会の中で、第2回ですかね、改定後の利用料の施行時期については、審議の過程を踏まえて決定していくということでご伺っておりますが、その後、いかがなっておりますでしょうか。

事務局、お願いいたします。

(三好係長) 第2回審議会において説明いたしましたとおり、子ども・子育て

て支援新制度がスタートして、まず分割整備を実施し、その後、利用料を検討するとしており、一定整備が完了したことから、この審議会において利用料について審議をいただいております。審議会からの答申の内容を踏まえまして、平成30年3月議会に条例改正について提出いたしたいと考えております。

学童保育室利用料の改定時期でございますが、学童保育室利用料は、前年度の市町村民税額で4月から8月分の利用料を決定し、6月に示されます当該年度の市町村民税額で、9月以降の利用を決定する仕組みをとっておりますことから、周知期間も含めまして、平成30年9月から新利用料を適用することを事務局としては考えております。

なお、平成30年度の募集におきまして、9月以降に利用料が改定される可能性がある旨、周知しております。

以上です。

(福田会長) 事務局、ありがとうございました。今後の改定の時期等についてわかったと思います。

それでは、その点も踏まえまして、ほか、各委員いかがでしょうか。これまでの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。それじゃあ、原田委員、どうぞ。

(原田委員) 原田です。先ほど茨木市は保護者会は任意という形はわかりました。それで教室によって、設置されている、されていないというのがあるということですが、今、30教室ですかね、どれぐらいの割合で保護者会が設置されていてとかいうのはあるかということをお願いします。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(幸地課長) 任意の団体でありますことから、そちらの把握についてはいたしておりません。

(福田会長) ありがとうございました。どれくらいか事務局としてはわからないということですね。

原田委員、どうぞ。

(原田委員) 特に保護者の方からそれに関して何らかの事務局のほうにご意見とかいうのはあることはあるのでしょうか、どんな感じですか。全く学童保育教室の運営上、何も支障がないという形でできているのか、何かそんなお声があるのかなというのは、どんな感じなんですか。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(幸地課長) 学童保育室運営につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、特に保護者の会の有無にかかわらず運営については支障はないと考えております。ただ、保護者の会がおありのところにつきましては、独自に要望書ということでご意見をいただいたりすることもあるんですけれども、全ての学童保育室の保護者の会でそのようなことをされているわけではございませんので、保護者の方にお問い合わせしたりとかということとはしていません。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。樫本委員。

(樫本委員) 前回の指導員の研修について、丁寧に25回あらわしていただいていたありがとうございます。これを拝見したら、指導員さんの資質向上ということで、いろんな多方面から、こういうふうな感じで持ってきてられるんだなということはわかりましたけれども、基本的に学童保育としては、やはり指導員さんに対して、特に一番注意している点とか、指導員の向上とか、それからやっぱり保護者の方のご意見も結構あると思うんですね。そういう意味で、特に気をつけられているとか、こういうことを基本の指導員さんに対してのベースに置いていますよということがありましたら、まとめてお伝えいただければと思います。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(幸地課長) 特に注意している点ということでございますが、何においてもまずは安全だと考えております。けがであるとか、出欠確認というところもきちんとしないといけないと思っております。学童に行っていると思ったけど行ってなかったというようなことがないようにというところは指導員の連携を図ってということで、今、クラス数、支援の単位数もふえておりますので、そこに注意をしてほしいということは伝えております。その上で、子どもたちが楽しめる取り組みであるとか、仕掛けづくりというふうには考えておりますので、けがの対応などにつきましては、救命救急の研修とか、あつてはならないんですけれども、火事が起きたときの対応、それから避難訓練ということにつきましても、火災であるとか、地震であるとか、不審者対応というのは、警察の方にもしていただいておりますけれども、その辺につきましても、年間の行事というか、取り組みの中に入れて実施しております。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。どうぞ、樫本委員。

(樫本委員) 意見も重ねてですけれども、利用料が上がったけれども、やはり学童保育の資質がどうなのかということは、やっぱり値段が上がったら、ますます保護者の方も厳しくなってくると思いますし、その点ではやはり指導員さんの資質向上というのは欠かせないと思いますので、今後もやはり続けていただけたらと思っております。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。今井委員、どうぞ。

(今井委員) 先ほど任意いただいた育成会ですね、保護者会が任意の団体であるというお話もありまして、私が存じ上げている範囲では、学童保育室の8割ぐらい大体育成会自体は存在していると思います。正直申し上げて、任意の団体なので入らなくても通常の保育としてきちんと受けられるという権利は当然あると思いますけれども、そういったときに、やっぱり何々君が入っているからとか、何々君は入っていないからというところがやはりどんどん出てくるようなことではやっぱりよくないというのはわかっているんですが、やはり市としてなかなか難しいところは、あくまでも育成会は任意の団体で、保護者が集まっているところなので、市として余り関与は、実際問題できないですと。

だけでも、現実問題、やっぱりそういった育成会にやっぱり入らないとねというところで、本当は例えば入りたくないけれども、入らざるを得ないというふうに思っておられる保護者の方もいらっしゃるというのも事実でしょうし、あと、せっかく育成会に入っているからには、もっともっと有効にお金を育成会費として集めるわけだからというところできくと、非常に市として、こちらとしてみたらかかわってもらいたい、質の向上のためにかかわってもらいたい、でも育成会は任意の団体だからかかわれない。だからそういったところで非常にグレーなゾーンが非常に多く存在すると思います。

そういった中で研修、任期付の指導員の方、加配の指導員の方を含めて研修を充実させているというのは非常によろしいことだとは思いますが、やはりそうなってくると、あとは頼るのは指導員の先生が頼みの綱なんですね、最後は。そうすると、言い方はよくないですけれども、この先生はラッキー、この先生はアンラッキーみたいなふうになるのは、やはりよくないですけれども、だけでも、やはりどうしても子どもたちがやっぱり感じる、そして保護

者が感じるというのはどうしてもやっぱり最終的にはそこにいつてしまうと思うので、例えば育成会に入っていないなくても、育成会に入っているけれども、それから育成会にお金があってもなくても、指導員の先生方はいろいろ工夫されていろんなことをされていると思うんですけども、でもそれもやはり指導員の方の力量であったり、やる気であったり、やっぱりこれをやってくださいと市のほうからは多分、そこまでの細かい指導はないかと思うので、そうすると、この学童保育室は少ない予算でもこれだけいろんなことを先生やってくれたねと。だけど、ここの保育室は、こういうのしかないんだみたいなふうになるのは、例えば、いろんな地域で交流して、例えばサッカーの試合であるとか、いろんなところで、いろんな人がつながっていたときに、そっちの学童保育、何かいいよね、うち、こんなしかないけどみたいなふうになるのは、やっぱりそこは保護者としては寂しいところだなというふうに率直に感じるので、そういった意味で、全体的に底上げをするという意味でも質の向上という意味でも、1つは例えば施設、備品とか、本の数が例えば児童の半分しかないという保育室もあれば、児童数の例えば2倍も3倍もありますよというようなところもあるかもしれないですし、今、そうやっていい取り組みで、指導員の先生方を交換でいろいろされているというのは非常にいい取り組みだと思うので、そういったのも続けていただいて、もっともっと全体のそういった質を向上していただいたらいいかなというふうに思います。

以上です。

(福田会長) つまり質の向上に引き続き努めていただきたいというご意見と受けとめてよろしいでしょうかね。

(今井委員) はい。

(福田会長) ありがとうございます。

何か事務局ございますか。事務局、お願いします。

(幸地課長) 先ほど説明させていただきました予算につきましては、児童1人当たりというところですので、必ず同じになっています。人数の多いところ、少ないところというところでは掛ける1,300円というところがありますので、1,300円は同じですけれども、そこが違ってくるかと思えますけれども、育成会、保護者の会のお金を指導員が使って取り組みをするということは、どこの学童でもありません。あと、学童の比較というところにつきましては、多分言いかえると育成会の比較になるのかなと思います。学童保育室の、ここの学童

保育室がよかった、よくなかったというよりは、指導員のことは別ですけども、ここの育成会だったら熱心に取り組みをされている、行事が多い、もしくは育成会があるけれども、そんなに行事がないというところの比較かなと思っておりまして、予算の範囲内で指導員が本を買うのか、工作のものに使うのかというのは、その中で決めていて、お金を使わない、でも楽しい取り組みができるようなやる気ということでおっしゃっていただきましたけれども、そういうことかなと思っています。きちんと褒めていただけるような、ラッキーと思ってもらえるような指導員をふやすために研修を取り入れているというところがございます。

(福田会長) ありがとうございます。

今、今井委員からお話があったみたいに、育成会8割ぐらいにはあるんじゃないかというふうな見立てでしたけれども、大体事務局としてもそんな感じかなという把握ぐらいでしょうか。

5割は超えている。

(幸地課長) 5割は、はい。

(福田会長) なるほどわかりました。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

済みません、今、保護者会、任意の団体なのでというところで、なかなか事務局としては十分活動を把握していないというようなお話だったんですけども、実際の学童保育の運営の中身を考えていく場合に、指導員の方と保護者会の連携というものというのは、一定必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、そこらについては、事務局的には何か取り組んでおられることはありますか。

(幸地課長) まず、指導員と保護者会の連携ということでおっしゃっていただいた部分ですけども、保護者の会があってもなくても、まず子どもさんが集団下校をするときにつきましては、地域ごとで帰っていただくということになっていますので、それは保護者の方同士で、どちらの方面の方、初めてお会いする中でどこに住んでおられる方というところがわからないですので、入室説明会を新年度の前に行いますが、そのときに保護者の方に集まっていただいて、下校ルートであるとか、あと長期休業中の学童へ来る道、集合場所というところは決めていただいています。その際には、指導員も関与して、この地域の方、この人たちですねというようなところは関与というか、かかわっているかなと思っています。

それから、学童保育事業につきましては、就労されている保護者のお子さんを預かるという事業でございますので、保護者との懇談会を一定の時期に、回数については決めておりませんが、やっていますが、そのときに、お仕事で忙しい皆さんに再度保護者の会で別に集まっていただくお時間が大変だろうということもありまして、保護者との懇談会、指導員と保護者との懇談会の後に、保護者の会で集まっていただける時間についてはご用意させていただいております。

(福田会長) ありがとうございます。多分具体的な連携を考えた場合に、保護者会が行う行事とか、学童保育が行う行事とか、それが重複しないようにとか、いつごろ、どんなことを行うのかとか、何かそこらのやりとりみたいなのというのはきっとあるんだろうなと思うんですけども、何かその辺について、こういった形で事務局として把握しておられますか。

(幸地課長) 例えば夏にふるさとまつり、茨木市の場合、地域によってはあります。そこで子どもたちが出し物をする、けん玉、ダンスをやったりとか、そういうことの取り組みを学童保育室の中で指導員がしたときに、それを活用して、保護者の会の中で行かれるキャンプの中で出し物として使われたりとかということはあるかなと思っています。あと、学童保育室でもクリスマス会をするけれども、保護者の会でもやりますよというときには、時期はどのぐらいがいいのかなというところは学童はいつするの、学童保育室のクリスマス会はいつなのというような連携はしているかと思います。

(福田会長) ありがとうございます。

何でしょうかね、直接費用負担とはかかわらないんですけども、その質の向上を考えていくということをした場合に、多分、学童保育の年間事業の計画が一方であって、もう一方で多分、保護者会には保護者会の事業計画というものがあるんだろうと思うんですけども、それがそれぞれ別々の組織なんだから、別々にやっていますよということであるよりも、そこが何らかの形で連携していくということが、あらかじめセットしてあるほうが、きっと質の高いといえますか、割と見えやすい保育になっていくのかなというような気がしますので、今後、これまでの経過でいきますと、利用者負担額が上がっていくということになりますけれども、そういった中で、かなり多くのところで保護者会があるということですので、そこどう連携していくのかなというところを一定枠組みを考えていく、

もしくはそこについての研修を行うということも考えていただいてもいいのかなというふうに思います。

これ、済みません、研修費は予算よりも大分低く収まっておるといふような報告が最初にあったと思うんですけども、今年度も同じような形で研修というのは行われているんですか。

(幸地課長) 平成29年度の予算額についても同額でございます。予算額より実質決算額が低かったというところは、12から19の高槻支援学校の先生にご指導いただきました発達障害の子どもたちの対応というところが無償ということで講師料が要らなかったということもございまして、そこが抑えられたかなと思っています。

(福田会長) ありがとうございます。

委員の皆さん、いかがでしょうか。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、ここまで前回の課題について、学童保育事業の参考資料に基づいて事務局から説明をしていただきまして、議論が進んでまいりました。特にご意見がないようでしたら、次の案件に進んでいきたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ここまですべて一応質問等ということで、今、多分質問とあわせて議論も行っていただけたかなと思いますけれども、済みません、そういった形で進めてもよろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは、ここまですべてとさせていただきたいと思います。

次に、進めさせていただきます。次第の3ですね。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）について」の審議を行いたいと思いますが、その前に、第2回審議会で使用した資料の訂正及び差し加えがあるので、事務局から説明をお願いいたします。

(中路課長代理) 保育幼稚園総務課の中路です。

それでは、お手元の資料、「第2回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会 資料3 差替資料」をご覧ください。

まず14ページ、1, 2歳児クラスの茨木市（現行）F5階層の金額については、7万400円との記載となっておりますが、7万2,200円の誤りでした。

次に、16ページ、4, 5歳児クラスの茨木市（現行）F2からF5階層の金額については、それぞれ2万7,200円との記載となっておりますが、こちらは2万7,800円の誤りでした。

本資料は、平成 29 年ベースの金額を記載したものでしたが、誤って平成 28 年度ベースの金額を記載しておりました。おわびし、訂正いたします。

(福田会長) ありがとうございます。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、前回の審議において議論のあった、3 歳児の利用者負担の増及び所得階層区分について対応（案）等があるとのことですので、事務局から説明を受けたいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

(中路課長代理) 座らせて説明させていただきます。

まずは、前回、審議会でもいただいたご意見の内容について、確認をさせていただきます。本日お配りした「第 2 回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会 資料 3 差替資料」をご覧くださいます。

14 ページ、1, 2 歳児の表をご覧くださいます。

これまでにお示しさせていただいた適正化（案）を採用した場合、F 5 階層において、現行 7 万 2,200 円の利用者負担額が 7 万 5,400 円となり、3,200 円の増額となります。

次に、16 ページ、4, 5 歳児の表をご覧くださいます。

同じく適正化（案）を採用した場合、F 2 から F 5 階層において現行 2 万 7,800 円の利用者負担額が 3 万 1,000 円となり、3,200 円の増額となります。

次に、15 ページ、3 歳児の表をご覧くださいます。

同じく適正化（案）を採用した場合、F 3 から F 5 階層において、現行 3 万 3,000 円の利用者負担額が 4 万 1,500 円となり、8,500 円の増額となります。

1, 2 歳児及び 4, 5 歳児の増加額が 3,200 円であるのに対し、3 歳児の増加額が 8,500 円と増加額が 5,300 円も高くなるのは、これまでの審議会でもご説明させていただいたとおり、3 歳児配置改善加算の適用が理由となっております。これについては、児童 20 人につき保育士 1 人という職員配置基準から、児童 15 人につき保育士 1 人という職員配置基準へと質の改善が図られているという理由があるのであれば、結果増額となることも一定理解できるのではないかとのご意見をいただくとともに、いきなり 8,500 円増となることは、急激な負担になることから、経過措置を設けたほうがよいのではないかとのご意見をいただきました。

また、所得階層区分につきましては、国徴収基準額の階層区分と

同階層の区分を本市では採用しておりますが、階層区分をより細分化し、階層間の段差を小さくしている他市のような細分化ができないかとのご意見をいただきました。それぞれ事務局において検討を行いましたので、その検討案等について、ご説明したいと思います。

まず1点目、3歳児の利用者負担額の経過措置について、ご説明いたします。本日の資料3、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の経過措置（案）」についてをご覧ください。

1ページをお開き願います。

現行、給付単価限度額は、120人定員保育所の基本分単価プラス所長設置加算となっているわけですが、改正後は、この給付単価限度額を②経過措置終了後のとおり、110人定員保育所の基本分単価プラス所長設置加算プラス主任保育士専任加算プラス事務職員雇上費加算プラス冷暖房費加算プラス3歳児配置改善加算とします。もともと一定期間、利用者への周知期間を設ける予定ではございますが、周知期間を経た後、すぐにこの改正案を適用するのではなく、おおむね1年程度①経過措置期間のとおりの給付単価限度額を適用したいと考えております。経過措置の内容については、3歳児配置改善加算以外の加算については、②経過措置終了後と同様に適用することとしますが、3歳児配置改善加算については、0.5を乗じた金額を適用することといたします。

考え方についてですが、3歳児配置改善加算については、3歳児クラスのみ適用される加算であり、加算の影響額が比較的大きいわけですが、一方で利用者も職員配置基準の向上による一定の恩恵を受けているという状況でございます。これらのことを総合的に判断し、3歳児配置改善加算については、激変緩和のための経過措置として1年程度、半額分のみ適用しようというものでございます。この経過措置案を適用した場合の影響は、1ページの表のとおりとなります。

表中段の①経過措置期間の利用者負担額の歳入額は、14億7,810万6,700円となり、B、平成28年度国徴収基準額に対する割合は、74%となります。また、②経過措置終了後の利用者負担額の歳入額14億9,099万9,190円と比較し、歳入額としては1,289万2,490円の減額となります。

次に、2ページ、「経過措置適用後 茨木市保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額について」をご覧ください。

3歳児クラスにおいては、網かけ部分、F3からF5階層が今回

の改正により影響を受ける部分となります。F3からF5、いずれの階層においても第1子については、②現行利用者負担額月額3万3,000円が③改正案を適用した場合、月額4万1,500円となりますが、本日説明いたしました④経過措置を適用した場合、月額3万8,900円となります。また、⑤経過措置の適用前後で、月額2,600円の減額となります。

次に、3ページをご覧ください。

1号認定子どもにかかる利用者負担額についても、2・3号認定と同様の考え方をしております。

しかし、4ページの「経過措置適用後 茨木市幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）利用者負担額について」をご覧ください。

1号認定については、このような経過措置を設けたとしても、特に金額に影響のある階層はございません。この理由といたしましては、第1回審議会資料6の5ページをご覧ください。

第1回審議会資料6の5ページになりますが、本市の利用者負担額は、①の利用者負担の上限額基準、または②の給付単価の限度額のいずれか低い額として得られた③国徴収基準額に75%を乗じて得た金額と定めているわけですが、1号認定の3歳児については、改正前、現行の給付単価限度額の設定であっても、いずれの施設においても①の利用者負担の上限額基準のほうが低くなっているため、今回の改正案のように、給付単価限度額が増額となったとしても、利用者負担額に影響はないものとなっております。

したがって、資料3の3ページは考え方を示させていただいた資料となります。

次に、所得階層区分の細分化について、ご説明させていただきます。

前回審議会ですしご説明させていただきましたが、階層区分を含む保育料については、平成21年度に茨木市保育所保育料懇談会を開催させていただき、それまで規則で定めていた保育所保育料を一律国徴収基準額の75%として条例において定めることについて、妥当であるとの答申をいただき、階層区分も国基準に合わせる形で決めました。

そして、子ども・子育て支援新制度後におきましても、条例において国徴収基準額の75%と定めた上、採用する給付単価限度額の内容を規則において定めております。国の所得階層区分における区分間の段差につきましては、課題と認識しており、検討の必要はある

ものと考えておりますが、現状の条例、規則による考え方では、仮に細分化した場合、階層区分によっては、国徴収基準額の75%と乖離が生じる部分が出るなど整理すべき課題もあることから、所得階層区分の細分化につきましては、どのような方法によるものもいいかも含め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。

(福田会長) ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、学童保育室利用料と同様に、改定の施行時期について確認させてください。学童保育室利用料については、平成30年9月からの改定を予定しているとの回答をいただきましたが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のほうはいかがでしょうか。事務局、よろしく願いいたします。

(西川次長) 特定教育・保育施設等の利用者負担額の適正化(案)に伴う改定期間につきましては、担当課といたしまして、学童保育室利用料と同時期の、平成30年9月から改定してまいりたいと考えております。

しかし、現在、報道等でも出ておりますけれども、国において2020年度、平成で申し上げますと32年度までに幼児教育・保育の無償化に向けた議論がされておりますので、改定期間等については、その動向等にも十分注視する必要があると考えており、引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

(福田会長) ありがとうございました。

それでは、今いただいたことも含めて、各委員いかがでしょうか。これまでの説明につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、具体的な審議に移りたいと思いますけれども、事務局から説明のあった内容につきまして、ご審議いただきたいというふうに思います。大きくは、激変緩和措置といたらいでしょうか、1年程度の経過措置を見たいということが一番大きいかなと思います。それから、階層区分を見直したいんだけど、いろいろ考えてみると、足かせもあってなかなか難しいなど、今後の課題としたいというのが事務局の回答かと思っておりますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

今井委員、どうぞ。

(今井委員) 今、お話がありましたように、来年の9月から学童保育の利用料と同じようにというふうなお話があったんですけども、学童保

育と違って、学童保育の場合は、放課後なので、まだ朝は学校に行かすことができるんですけども、保育園の場合、保育所の場合は、そこに行かないと勤務できないというのがあるもので、そうすると、来年度の9月からとなると、その価格が変わりますよという、金額が変わりますよということがわからないうちに、今のうちというか、もうすぐ申請の時期になりますけれども、それを申請をして、多分これぐらいなんだろうなということを思いながら申請をして、めでたく入園できました、入所できましたとなったときに、うわっという感じで9月になってから上がるんだというような形になると思うので、それで時期的にもう少しそれをずらすというのは、ちょっとできないものなのかなと。今やはり待機児童の問題とかいろいろあるとは思いますが、その辺はやはり保育園、預けるところがなかったら、決まらなかったら、やっぱり勤務もきちんとできないというような状態でもあるとは思いますが、そういったことを考えるともう少し、もうちょっと緩やかに。もしどうしても来年の9月からということだと、もう少し緩やかな値上げの方法とか、そういうのは段階的にというのは、ちょっと難しいのかな、どうかなというところをいただければと思います。

(福田会長) ありがとうございます。1点はその周知期間の問題ですよね。それから、もう少し後ろに倒せないのかということかと思えますけれども、事務局いかがでしょうか。

(西川次長) 周知時期をもう少し後ろに倒せないかというところですが、担当課としての現在の考えについて説明させていただきました。ですので、今後、審議会からいただく答申を受けまして、それと、後ほどに説明をさせていただく予定のパブリックコメントの内容も踏まえて検討をさせていただきたいと考えており、現在のところ3月の市議会において報告、説明させていただきたいと考えておりますが、この流れで進めさせていただくと、先ほど説明させていただいたスケジュールの流れのようになります。しかし、ただいま委員かあらもいただきましたが、既に、来年度の利用申し込み、一斉入所は始まっておりますので、来年度途中の9月からということになれば、事前にご説明をさせていただくことが必要ということになりますので、来年の4月から半年間、そのことを周知させていただいて、9月1日から改定させていただきたいというふうに考えておるところです。

しかし、先ほども申し上げたとおり、国が幼児教育の無償化を2020

年度までに実施するという報道等も出ております。消費税の増収を財源に 2020 年度まで実施ということは、来年の平成 30（2019）年 4 月、もしくは、平成 31（2019）年 4 月から実施する状況も可能性としてありますので、そこは十分注視していかないといけないと思っているのと、あと、待機児童等の課題もありますので、そのあたりもあわせて、しっかりと検討させていただいて、最終的な方向性を出していかねばいけないと考えております。

以上です。

（福田会長） ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。三角委員、お願いします。

（三角委員） 私が 1 つ気になるのが、事務局からのお話の中でも、再三出ています 2020 年度の無償化ということなんですけれども、今、この保育料の金額を上げていくことによって、どんな形での無償化になるか、国がどういうふうな予算を立てて、どのような金額がこの市町村に入ってくるかというのはわからないんですが、保育料を上げていくと、それなりにやっぱり市の負担というの、無償化になったときには逆にふえてくるんじゃないかなというふうにも思うんです、その辺いかがなんでしょうか。

（福田会長） 事務局、見通しございますでしょうか、お願いします。

（西川次長） 国の幼児教育の無償化による市の負担の影響というところについてですが、現在のところ、先ほど申し上げた報道等の内容を超えた情報というものは持っておりません。その中で市の負担、法定負担割合がどうなるかというところだと思っておりますけれども、現在、利用者負担として保護者の方が負担していただく以外の公定価格の法定負担部分については、国が 2 分の 1、府が 4 分の 1、市が 4 分の 1 という法定割合になっています。それが無償化によりどういうふうな割合になるか、負担が増えるのかというところが、今、三角委員もおっしゃっていただいたところかなと思いますが、これは本市だけではなくて、すべての市町村がどのような負担となるのかについてはすごく気になっているところです。

そして、負担はどうなるのかについてですが、あくまで、これは、今の制度を前提とした場合の想定になりますが、国の幼児教育の無償化については、3 歳児以上が対象と言っており、0 から 2 歳児については、引き続き、利用者負担の考え方が継続されるのではないかと考えています。所得階層の低い方は、無償化にするとの話も出たりしておりますが、無償化になっても、まだ、保護者負担については残るた

め、今の構造は継続されるのではないかなと考えています。よって、利用者負担額の部分が無償化されるということであれば、その部分についても今の国の法定負担が適用されるのではないか、そうなれば、国が2分の1、府が4分の1、市が4分の1という負担割合になるのではないかというふうには考えています。でも、これはあくまで今の制度がそのまま適用された場合のことですので、よろしく願いいたします。以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

それでは、樫本委員、お願いします。

(樫本委員) 前回、区分のことと、それからもう1つ、待機児童解消に向けてというお話が出ていたと思うんですけども、私のほうではやはり自分の気持ちの中では、やはり使われる利用者の満足度というのをすごく、やはり前のも一緒ですけども、こだわっています。その辺で待機児童を解消しました。でも、その待機児童がよく聞かぬのが、遠いところとか、離れたところとか、自分の希望じゃないところに預けないといけないとか、それからきょうだいがいる場合には、1つはここで、駅の遠くに離れたところとかいうあたりでの待機児童解消と、それからやっぱり保護者の満足度がどうなのかという意味で、この金額等も含めて、今後の茨木市として利用される方が満足いくような、そういう施設的なものとか、それから3歳児は比較的幼稚園のほうとか、いろいろなところがあると思うんですけども、0から3歳までのところがなかなか働くお母さんとかお父さんは大変ということもお聞きしますので、その辺の満足度とか、今後の方向性なんかを教えていただければと思います。

(福田会長) ありがとうございます。利用者の満足度、とりわけ待機児童ですよね、どうなっているかということかと思えます。事務局、お願いします。

(西川次長) 待機児童対策については、子ども・子育て支援事業計画及び待機児童解消保育所等整備計画を策定しまして、計画的に保育に必要な受け入れ体制の確保に努めています。今年度4月におきましては58人、前年度の147人から58人まで減少させていただくことはできましたが、依然として58人の方は待機児童としておられるという状況ですし、今、委員おっしゃっていただいたように、きょうだい別々の保育所に通っておられるという課題についても十分、認識いたしております。よって、満足度という部分については、まだまだ、対応していかなければいけないというふうにご考慮いただいております。

ございますが、まずは、年度当初の待機児童ゼロを目指しておりますので、そこを実現させていただいた後、満足度の部分について、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それと今後の方向性ですが、国が無償化に向けて動き出していますが、市町村によっては独自で無償化を実施されているところもありますので、その前例から予測しますと、無償化されると、利用者申し込みは増加する傾向が見られますので、そうすると保育の受け入れ体制の確保、その部分について改めてどうしていくかということが、新たな課題になると認識しております、その部分についてどうしていくのか検討しなければならないと考えておる状況でございます。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

井元委員。

(井元副会長) 階層区分のことについてお伺いたします。

検討くださったんですけれども、条例や規則に従うというところを前提とすると、なかなか難しい。細分化すると75%のラインの関係で難しいというような話でした。そうしますと、これは実際には、今後の課題というのは、どのくらい今後の課題になるのでしょうか。この審議会のパブリックコメントはこの次ですよ、その中ではちょっと時間的には無理ということなのかどうかということですよ。

なぜ、ちょっとここに私が前回からこだわるかといいますと、無償化が一方で進んでいるんですけれども、0・1・2歳については、もちろん無償化ではない。結局ここが一番負担の額としては大きいんですよ、保護者の負担の額としては。大きい金額をやっぱり階層によってぼんぼんと違うので、少しこのあたりが階層区分が細分化されると不公平感というのもなくなくなるのかなというふうな思いもありまして、ここの検討がどうなのかなというのが気になっているところです。よろしく願いいたします。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西川次長) 現在の利用者負担額考え方は国基準の75%ということで条例に定めておりますが、実質的に70%程度となっており、その課題を解消したい、適正化したいとのことで、その適正化案についてご審議いただいております。階層区分についてですが、現状において細分化した場合、新たな課題として、考え方についても、しっかりと検

討する必要があるのではないかなと思っておりますので、今のところ、最終的にどういう形で示させていただくというか、どのような形になるか、まだはっきり申し上げることが出来ることはできません。ただ、現在に考え方で階層の段差の課題を解消するというのであれば、階層区分によって減免であるとか、補正係数を掛けるであるとか、そういう方法があるのではないかなと思っており、引き続き、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。委員の皆さん、いかがでしょうか。最初の事務局のほうから示していただきました経過措置期間を1年程度設けたいという形で、事務局が提案してくれていますけれども、この点についての評価はいかがでしょうか。

原田委員、どうぞ。

(原田委員) 先ほどおっしゃったように、無償化がもし早くて平成31年4月ということでしたですね、先ほどのご説明で。平成30年の9月からある意味で元に戻してということになるということですね。ということは、約半年間はわからないという事務の中で、4月以降で、まずはいわゆる値上げという部分での事務整理があつて、9月に向けてやって、まずそこで半年間に向けての事務整理があつてというのは、絶対に当然上げなければいけない必要な経費だと思うんですけども、ちょっと悩ましい。最大で1年6カ月だということら辺で、先ほど3歳のは0.5にして云々というご説明をいただいたんですけども、そこら辺の、僕ちょっとわからないんですが、事務見通しといったら変ですけども、本当に事務に係るいろんないわゆる会費というのはどんなにか私、知らないんですけども、会費で振込票があるんですか、わからないんですけど、そんなんの印刷から云々から何かわからないんですけども、そこら辺って、済みません、全然あれなんですけど、悩ましいですよというだけの思いなんですけれども。何とも刻みが半年というのは、半年って長いようで本当に短いような中で、それに向けての準備というのはすごい大変な事務量大ろうなという中で、こんな審議会と言う意見ではないかもわかりませんが、ちょっとそこら辺って何かイメージされておられますか。何というご質問をしてしまうんだらうというふうに思いますが、済みません。

(福田会長) そうですね、国の動きをにらみながら、ここで我々が議論して

いることを考えた場合、なかなか悩ましいなというところもあるかと思いますが、そこらについては事務局的にはいかがでしょうか。

(西川次長) 今、委員おっしゃっていただいたように、利用者負担額を改定するということになりますと、現在、使用しているシステム改修が必要になってまいりますし、納付書等の様式等は変わりませんが、ほかの部分はどう改修していくか。階層区分を仮に変えた場合、その改修作業がスムーズにいくのかなど、これは内部的な事務作業の話になりますが、そういう部分の課題としてはあると考えております。

それとあと、無償化でも、国において認可外の施設はどうするのかというところも議論されていますし、そうなった場合、国・府・市の負担はどうなるのか、市の負担もあるのかなど、さまざまな疑問点はまだある状態で情報が流れてきているという状況ですので、これらの情報について注視をしながら、見守っているところです。よって、半年で変更した後に、また、半年でまた無償化になるという可能性はゼロではないというふうには考えておりますので、その部分も含め、適切な対応となるよう、できるようには考えていかないとはいけないと思っておりますので、しっかり、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。我々、市長から諮問を受けてやっていくと。その大前提が条例に沿ってやっていくという形にまずは戻したいということで、その後に多分この無償化の話というのが降ってわいたとっていいと思いますけれども、そういう状況ですので、こちらでの議論は、それはちょっと脇に置いて、まずはしっかり議会で決めてある条例に基づいた制度の運用ができるような形をどうやってつくっていくのか。またその中で利用者の負担というものが実際ふえてくるということが明らかですので、そこをどういった形で緩和していくのかということも考えながら議論を進めていければというふうに思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）についての審議は、これで終わらせていただきたいと思います。

次に、次第の4、意見聴取等「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額以外の費用について」です。実費徴収金、上乗せ徴収金、延長保育料、その他の基本利用者負担額以外の費用について、意見聴取、または意見交換を行いたいと思います。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(西田係長) 保育幼稚園事業課の西田と申します。よろしく申し上げます。座らせていただいて説明させていただきます。

第1回目の本審議会におきまして、延長保育料等については、それぞれ各園で設定できるため、ばらつきがある現状であり、そのあたりが課題であるとお話しさせていただきました。本日は、その部分をもう少し詳細に説明させていただき、委員の皆様から忌憚のない意見をいただければと考えております。

それでは、資料4をご覧ください。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額以外の費用について、説明させていただきます。

まず、利用者負担額以外の費用なんですけれども、これは延長保育料、上乗せ徴収金、実費徴収金という3つがあります。

まずは、延長保育料から説明いたします。資料の1ページ目をご覧ください。

保育所等からの保育の提供時間は、保護者の要件により、保育標準時間認定と保育短時間認定の2種類に分かれます。保育標準時間認定の児童は11時間、保育短時間認定の児童は8時間が最大の利用時間となり、やむを得ない理由により、利用時間帯以外の時間において受けた保育のことを延長保育といいます。

下の図をご覧ください。公立保育所を例といたしまして、延長保育の時間を載せております。公立保育所の開所時間は7時から19時までとなっております。保育標準時間の利用可能時間は、7時半から18時半となるため、延長保育時間は7時から7時半、18時半から19時までとなります。同じように短時間認定の場合は、利用時間が8時半から16時半となるため、延長保育時間は7時から8時半、16時半から19時となります。

図の下の丸印をご覧ください。延長保育の時間及び利用料については、各施設において設定することができます。公立施設は、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例第5条で規定しておるんですけれども、利用開始までに利用者に説明及び同意が必要となります。私立保育所等につきましては、

茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に規定されている重要事項の説明と同様に、利用者に説明及び同意が必要となります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。延長保育料の公立・私立の施設の状況をご説明いたします。

まず、公立施設の状況です。茨木市の公立保育所、公立認定こども園での延長保育時間は7時から7時半、18時半から19時までとなっており、金額は30分当たり日額（1回単位の利用）は300円、月額は2,500円となります。北摂各市の状況は、日額の最高額は池田市の400円、最低額は、豊中市、摂津市の100円となります。月額の最高額は、箕面市の3,910円、最低額は摂津市の1,600円となります。

続きまして、私立の状況です。延長保育時間は、7時から7時半、18時半から19時、18時から19時、18時から20時、18時から21時までのように、各施設独自で設定されております。金額につきまして、保育所、認定こども園、小規模保育施設等の3つの施設類型ごとに比較させていただきます。金額の設定基準が各施設違うため、18時半から19時まで利用した場合での金額で比較しております。日額（1回単位の利用）は、保育所では300円に設定している施設が7施設と一番多く、最高額は30分1,000円となります。認定こども園におきましても300円と設定している施設が、12施設と一番多く、最高額は1,000円となります。小規模保育事業所等も同様に、300円が13施設と一番多く、最高額は1,000円となります。月額につきましては、保育所は2,500円が6施設と一番多く、最高額は5,000円となります。認定こども園につきましては、設定なしという施設が8施設と一番多く、最高額は5,000円となります。小規模保育事業所等につきましては、2,500円と設定なしがどちらも9施設と多く、最高額は2,500円となります。

続きまして、3ページ目をお開きください。次は、上乗せ徴収金です。

上乗せ徴収金とは、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項及び第5項に定められており、英語や水泳など、特定教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる費用のことで、右下の負担のイメージを見ていただければわかりやすいんですけども、国が定めた法定価格を上回るスイミングなどの講師料等を特定教育・保育

費用基準額公定価格との差額に相当する金額の範囲内で設定する額を保護者から受けることができるという金額になります。

金額並びに支払いを求める理由については、書面によって説明が必要で、同意については文書による同意が必要となっております。

公立保育所、公立認定こども園では、スイミングや英会話などは行っていないため、上乘せ徴収金は発生しておりません。私立保育所の事例は以下のとおりとなっており、スイミング、英語教室、体操指導料などをとられているのが挙げられます。

続きまして、4ページ目をご覧ください。実費徴収金についてです。

実費徴収金とは、日用品、文房具など必要な物品の購入に要する必要などのことで茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項に5つの費用が規定されています。これは、この下についている(1)から(5)になるんですけれども、1つずつ説明させていただきます。

1つ目なんですけれども、日用品、文房具など必要な物品の購入に要する費用です。

2つ目が特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用で、遠足のバス代等が挙げられます。

3つ目が食事の提供に要する費用で、主食費用等が挙げられます。

4つ目は、特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用で、こちらが通園バス代等が挙げられます。

5つ目、最後になるんですけれども、特定教育・保育施設の利用において、通常必要とされるものにかかる費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるものという、この5つになります。

金額並びに支払いを求める理由については、先ほどと同じように書面によって説明する必要がありますが、こちらの実費徴収金に関しては、文書による同意は必要ありません。

各施設の例を挙げさせていただきたいんですけれども、公立保育所、公立認定こども園で徴収している実費徴収金は、主食費用、制服(認定こども園のみ)、日用品、文房具、保険代、遠足バス代等になります。

私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の徴収している実費徴収金は、主食費用、制服、日用品、文房具、教材費、布団リース等の費用、通園バス代、保険、遠足バス代

となります。

各施設、私立に関しましては、各施設実費徴収金はいろいろなものを取られているため、多くの施設が取られている費用である主食費用と制服費用について、公立、私立ともに比較し、説明させていただきます。

5 ページをお開きください。

まずは、主食費用です。主食費用とは、食事の提供に要する費用で、3歳児以上から徴収します。公立の主食費用は、月額で1,000円となります。北摂各市の状況なんですけれども、最高額が高槻市の1,300円、最低額が吹田市の800円となります。私立の状況ですが、保育所は、月額1,000円と設定している施設が6施設と一番多く、最高額は2,000円になります。認定こども園につきましては、月額1,500円と設定している施設が9施設と一番多く、最高額は2,060円になります。主食費用なんですけれども、歳児によって金額を変えておられる施設もあることから、5歳児の金額で比較しております。

続きまして、6 ページをお開きください。

次に、制服等の費用です。公立施設の状況なんですけれども、保育所に関しましては、カラー帽子のみ徴収しており、垂れなしが570円、垂れつきが890円となります。認定こども園では、カラー帽子と制服の費用を徴収しており、カラー帽子に関しましては、垂れなしが450円、垂れつきが800円となります。制服は、上着、ズボン、半そで、トレシャツ、長袖のトレシャツ、冬帽子、夏帽子、かばん等になるんですけれども、こちら合計しまして、1万3,320円を徴収しております。

私立の状況なんですけれども、カラー帽子に関しましては、保育所ではカラー帽子がある施設が10施設、ない施設が5施設、金額に関しましては、500円から1,000円の間で徴収しております。認定こども園では、ある施設が18施設、ない施設が8施設、金額は500円から1,080円となります。小規模保育事業所等では、ある施設が10施設、ない施設が9施設、金額は、500円から1,030円となります。制服に関しましては、保育所では、ある施設が2施設、ない施設が13施設、金額は、夏の制服が4,700円、冬の制服が1万1,750円から2万5,450円となります。認定こども園に関しましては、ある施設が15施設、ない施設が11施設、金額は夏服が2,600円から7,750円、冬服が8,130円から2万7,990円となります。小規模保育事業

所等では、制服を設定している施設はありません。

続きまして、体操服なんですけれども、保育所ではある施設が5施設、ない施設が10施設、金額は800円から4,150円となります。認定こども園では、ある施設が21施設、ない施設が5施設で金額は2,300円から2万7,930円となります。小規模保育事業所では、ある施設が4施設、ない施設が15施設で、金額は3,000円から5,500円の間で徴収しております。

なお、認定こども園の体操服の最高額2万7,930円につきましては、体操服3着分と上着を含めた金額を徴収されている施設となるため、制服と変わらない金額というふうになると考えております。

以上が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額以外の費用の状況となります。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

では、ただいまの事務局の説明及び資料内容につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これまでの説明を踏まえて、各委員の意見をお伺いしたいと思います。事務局が説明していただきました3点、延長保育、上乘せ徴収金、それから実費徴収金の部分になろうかと思えますけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。

井元委員。

(井元副会長) 詳細に報告いただきまして、ありがとうございました。一番最後のページの実費徴収金のところで、制服とか、体操服とか、カラー帽のこの辺の負担額なんですけど、これはやはり園によって、所得に応じて軽減措置があったりとか、何かそのような工夫はされているのでしょうか。それとも、これは所得に関係なく一律に徴収という形にされているのでしょうか。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西田係長) 所得に応じてというわけでなく、一律で徴収されているかと思えます。

(福田会長) ありがとうございます。

(井元副会長) そうしましたら、保育料が無料のような世帯も、一応制服代は負担しているというふうな理解ですね。

(西田係長) はい。

(井元副会長) ありがとうございます。

(福田会長) ほか、いかがでしょうか。

今井委員。

(今井委員) 詳細な説明をいただきましてありがとうございました。実費徴収の部分で、私立の場合、制服とか主食費用とか、いろいろばらつきがあるというところはちょっといたし方ないところもあるのかなと思うんですけれども、保育料という意味でいくと、市としてかかってくるというところでは、延長保育の部分というのは、例えばそこだけでも公立と私立とで例えば将来的に一律にできるとか、そういった方向性というのは考えておられないのでしょうか。園によって、いろいろ人件費とか、いろいろ違うというのはわかるんですけれども、勤務している側、働いている側からすると、保育料は収入に応じてというところではわかるんですけれども、延長保育は、いってみたら保育料なので、勤務時間、それから通勤時間とかによってというのがあるんですけれども、園によって、それから公立の保育所によってというところで、保育料だけでもかかってくる金額がちょっと違ってきてしまうので、そこについては、今後どういう形で、もしそういう考えがあるようであれば、方向性も含めてちょっといただきたいなと思います。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西田係長) おっしゃられるように、延長保育利用料に関しましては、各施設ばらばらな設定はされておりまして、負担が保護者の施設別に変ってくるというような状況でございます。ただ、施設によって人件費等が変わって、各施設違いますので、そこを統一してというのは、なかなかすぐには、ちょっと難しいのかなというふうには考えているところです。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。なかなか統一するのは難しいかなというところかと思えます。

ほか、いかがでしょうか。

この延長保育の料金が結構ばらばらに見てくるという大きな要因というのは、人件費というふうに考えてよろしいんですか。

(西田係長) そうですね、各施設によって変わってくるかと思うんですけれども、大きく占めるのは人件費かとは思えます。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

もしご存じでしたら教えてほしいんですけれども、延長保育、人

件費かなということなんですけれども、1カ所無料のところもあるんですね。これは何でしょう。こういった形でこうなるのかなと、把握されていることはありますか。

(西田係長) この無料施設、1施設あるのは確認はしておるんですけれども、延長保育料、人件費、各施設利用料が違うんですが、市から補助金というのは、補助は支払って運営しているところです。補助金を支払う1つの要件としまして、平均的な利用人数というのが必要などころになってきますので、そこが利用料を取られていたんですけれども、そのときに、平均利用人数が補助をもらう要件に達しないという部分がありましたので、補助をもらうために利用料を無料にして、補助をもらうためにというのと、保護者のためという2つの意味合いで無料にされているのかと考えております。

(福田会長) ありがとうございます。
お願いします。

(西田係長) 延長保育料なんですけれども、1つちょっと説明が漏れていたわけじゃないんですが、1,000円の施設が保育所2施設、認定こども園5施設、小規模保育所2施設、1回の利用が1,000円という結構高額な利用にはなるんですけれども、各施設いろいろ考え方を持たれているところでして、こちらの施設に関しましては、月額の利用料は2,500円という、公立と同じ金額を設定されておりまして、単発の利用というよりも、月額のほうに誘導されているかなという考え方を持たれて運営されていると考えております。

(福田会長) ありがとうございます。
樫本委員。

(樫本委員) 余りよくわかっていないんですけれども、2ページのところに18時から20時と、18時から21時という私立施設の延長保育の時間が出ていると思うんですけれども、今、そういうお子さんを持つ父母の方たちが大阪まで出て帰ってこられたら、なかなか戻ってできない場合もあるし、他施設に預けられたりしていると思うんです。こういう20時や21時まで延長保育されているところが何施設かあるのかということと、公立に行かせたいなと思いつつ、その後の保育、ここだけを利用するということはなかなかできないですね。そういう意味で、何施設ぐらいあって、そういう条件的なものが満たされてはるのかと、ちょっと自分の仕事をしてきた関係上、すごく気になるので教えてください。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西田係長) 20時までやられている園、21時までやられている園、2つ、この2種類のこの時間帯をやられている園があるんですが、20時までやられている園が4施設、21時までやられている園が3施設になります。

(檜本委員) 遅くてもこの値段は余り変わらないんですか。

(西田係長) この時間帯によって、各施設ばらばらに設定されているので、遅くなると少し金額が上がっていたかと、それで人件費もやっぱり夜遅くなると上がりますので、その辺は踏まえて設定はされているのかなと考えております。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。原田委員。

(原田委員) 私も本当に細かいことをわかっていないんですけれども、今、延長保育の、この日額というのは、私、本当にわからなくて、これはどのタイミングでどうやって申し込めるんですかという、素朴な、済みません。月額というのは、当然あれですけれども、どれぐらいで申し込みをして、どんな感じに、保護者にとって便利なシステムなのか、ちょっと教えてください。

(西田係長) 私立の状況はちょっとこちらで把握をしておりますので、公立の状況から。公立に関しましては、その日、利用される方というのを把握しているところだと思います。6時半から7時の間が延長保育になるんですけれども、来られたときに、単発の利用の方は、利用の申請書みたいなを書いていただいて、それで把握しているところです。利用料の徴収に関しましては、1カ月単位で、保育料と一緒に徴収させていただいている、口座振替を利用できるような形で徴収はさせていただいているところです。

以上です。

(原田委員) 確認ですけれども、朝、子どもたちを預けるときに、きょう延長しますと言えるということですか、そういうことですね。

(西田係長) 基本は、事前には言っていただくような形になるんですけれども、万が一おくれられたりというのも対応はしているところかとは思っております。

(原田委員) 結果、電話で迎えに行く予定が無理だったのという当然連絡をしないと、そういう意味ではすごく融通がきくという形のやり方なんですね。

(福田会長) ありがとうございます。

原田委員。

(原田委員) これちょっとずれるかもわかりませんが、すごくやっぱりお仕事をされて、子どもを預けてというのは、すごくやっぱりいい意味で子どもが安心していてくれるから、親も本当にしっかり頑張ってお仕事できると思いますので、そういう意味では本当に大事な施設やなというか、働かざるを得ないといったら変ですけども、やっぱり働かないと生活できないという場合に、本当、子どもをどうしようかと、うちも子どもがおって、孫が保育所に行っているんですけども、違う市ですが、本当にそれはすごく助かるシステムで。

ちょっとあれなんですけれども、茨木ってそれ以外の保護者が心配なことは、熱を出したり云々で休まないといけないじゃないですか、子どもたちって。そういうときって保護者はやっぱり仕事をなかなか休むというのは、なかなか厳しいような気がするんですが、茨木はそんなんは、ちょっといいですか、こんなんは。ちょっとこれと直接関係ないんですけれども、ちょっとその条件としてね、茨木ってどれだけ保護者にとっていいのかというので。済みません。

(西田係長) 茨木市で病児保育施設というのが2カ所運営させていただいておまして、済生会茨木病院さんと、篠永医院さんで2カ所やらせていただいております。そこに事前に、前日に診察の予約をさせていただいて、かかりつけ医で診察していただいて、当日入室前の診察というような条件はあるんですが、利用はできるような状況となっております。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。延長保育について、今ちょっと中心に議論いただきましたけれども、ほか、上乗せ徴収金、それから実費徴収金についてもご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

今井委員、どうぞ。

(今井委員) 私立の保育園に例えば入園するというふうになったときに、今までのパターンは大体私立、公立関係なくですけども、最初に自分の希望、自分の子どもが行きたい希望を入れていって、最終的に第1希望、第2希望に行きましたとか、第3希望に行きましたとなりますね。そのときに、保護者のほうから、やっぱり最初に目安として、やはり保育料のところだけしかちょっとやっぱりどうしてもわからないもので、結果的に一応申請する前に一通り、ある程度は調べたり、ある程度は見学しに行ったりとかはできるけれども、そ

もそもそこに入れるかどうかもわからないので、そんなに細かく、特にこんな制服であるとか、いろんな実費とか、主食のね、いろんなそういったもろもろの費用というのはほとんどわからない状態で申請するのが一般的だと思うんですね。実際入園が決まってから、やったあとと思って喜びますけれども、でも実態は、やはりこれだけ制服1つとっても大分開きがあるというか。

さらに、収入には関係なく一律で多分この金額をとられているところがほとんどだと思うので、もしそこまでかかわることができるのであれば、例えば市として、この人は例えばこの保育園にとかうようなときでもいいですし、申請でもいいんですけども、例えば最低でも実費でこれぐらい初年度にかかりますよというようなものを例えば示してあげると、利用する側からすると、選択肢の中のやっぱり大きな1つとして、お金のことはどうしても大切なところなので、ある程度そういうのがわかった上で、じゃあ、第1希望をここに書こうかなとかあるかもしれないと思うんですね、もしかしたら。そういったところを気にされない保護者の方もいらっしゃるかもしれないですけども、特にやはり母子家庭であるとか、やっぱりいろんな意味でその世帯、いろんな経済的な状況っていろいろ違って来るかと思うので、そういったところも、ある程度、初年度の費用はこれぐらいですというのがわかるようなものを最初に1つの資料というか、選ぶときの材料として、今までは多分園の名前と規模であるとか、住所であるとかぐらい。あとわかるのは、全体の収入に応じての保育料ですよというところぐらいだと思うんですけども、何かしらそういうのがわかるような形であれば、より親切かなと。特にこれから値上げだということのを今、やっぱりどうしてもかかってくると思うので、そういったところも、もし考えていただけるようであればいいかなと思うんですけども。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西田係長) そうですね、そういった各施設でばらつきがございますので、まず入所案内、一斉受付のときも、随時もそうなんですけれども、そちらにも書かせていただきますし、窓口に来られた方にもご案内するのは、まず各施設利用料以外の実費徴収とか、そういう費用が違うということをご説明させていただいています。各施設に見学は行ってくださいというような、行って話を聞いてくださいというご案内もさせていただいています。それと、金額を市が把握していないというのもあれですので、ホームページで保育所情報という形で、

ある程度の延長保育料とか、制服代とか、実費で取られている分の
大まかというか、金額は載せさせていただいて、各施設1つずつP
D Fで保育所情報というのはつけさせていただいて、そちらもご覧
くださいというような形で、ご案内すると、そのコピーしたものを
窓口に置かせていただいでご覧いただけるような形でご案内はさせ
ていただいでいるところです。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今、茨木市は申し込むときって、第何希望まで書けるんですか。

(西田係長) 希望は幾つでも書いていただいても構いません。ただ、送り迎
えが、毎日送迎がありますので、保護者の方が送迎が可能な範囲で
お書きくださいというようなご案内はさせていただいているところ
です。

(福田会長) 今、見学に行くべきやなというのは、よくわかるんですけど
も、何カ所行ったらいいのかなと。つまり第何希望ぐらいまでで決
まるんやみたいな目安があればいいかなみたいな気がしてまして、
一番困るのはミスマッチだと思うんですよ。思っていたのと違った
とか。例えば、ここでいくと、いろんなお金がかかったりとか、上
乗せ徴収金があったりとかというのが、むしろそれがいいと思って
行かれる方にとってはすごくプラスだと思うんですけども、いろ
いろ所得の関係や考え方もいろいろあって、それだと難しいなど。
できれば公立の保育所に入れたいなと思った場合に、茨木市の公立
保育所は数が限られていますよね。そういった中で考えるときに、
なるべく公立に近いタイプの私立の保育所に入れたいと思ったとき
に、どこまで見ていったら、私自身も実際保育所を選ぶ段になった
ときに、どこまで見学していたら当たるんやろうみたいな、ないし
は待機期間みたいなのところも考えていくんだと思うんですけども、
市として大体何カ所ぐらいですか。今聞くと何か幾つでも書けます
よということなんですけれども。

(西田係長) その年度によって、申し込まれる方も違いますし、お申し込み
される方の保育要件、保育の必要性というのも変わってきますので、
幾つまでというのも特に申し上げにくいのかなというところです。
保護者の方が書かれているのは、3つ書かれている方、5つ書かれ
ている方、7つ書かれている方、いろいろな方がいらっしゃるんで、
それでその中でどのぐらいの園を見に行かれているかというのもち

よっと聞いたことがないというか、そこまでは把握はしてないところ
です。

ただ、第1希望、第2希望、第3希望という上位の希望のところ
は見に行かれています方が多いのかなとは考えているところです。

(福田会長) ありがとうございます。

市にもよるんだなというのがよくわかりましたけれども、私が住
んでいるところだったら第3希望まで書けたんです。第3希望で3
つ目に当たったときにはすごい悲しかったんですけども、今の話
でいくと、3どころじゃないんだらうなというのがあったときに、
多分、茨木市の割と中心部に住んでいると、通える保育所、結構あ
るのかなとなったときに、それこそ見に行く保育所も、これはえら
い大変やなというのがあるので、ちょっとまだ、それこそ費用負担
の話と大分離れてきますけれども、茨木市の保育って充実している
なというときに、ある程度基準というか、何か見ていけば、自分の
好みの保育所とかがわかる。何かあるんですよね、そういう一覧表
みたいな。

(西田係長) 保育所情報、先ほどホームページに載せさせていただいて
いるものの中に、保育の理念であるとかいうのも書かせていただい
ますので、そちらをご覧いただければ、ある程度は、ご理解とい
うか、その園の雰囲気があったりするのと、あと私立保育園とか、
認定こども園さん、ホームページを持たれている園さんもございます
ので、そちらを見ていただく。

(福田会長) 市が把握している情報の中には、この延長保育、実費徴収金、
上乗せ徴収金については明示されているということですか。

(西田係長) そうですね、明示はしているかと考えております。

(福田会長) ありがとうございます。

井元委員。

(井元副会長) 3ページのスイミングなどの上乗せ徴収金のことについて、
お伺いたします。

これ、私自身ちょっとよくわからないんですけども、自分自身
の子どもは公立で育ったので、茨木市ではございませんが。このよ
うなスイミング等々は、一応保育時間内に行われているという前提
でよろしいのでしょうか。それで専門の先生を呼んでくるので、保
育料以外にプラスで、保護者が負担しているという理解でよろしい
のでしょうか。

(西田係長) 保育時間内にやられているかと思えます。専門の先生を呼んで

こられたり、スイミングに関しては、プール、そのスイミングスクールにバスで連れていったりというのをやられている園さんもあるかと思います。

(井元副会長) 園を離れるということも、保育時間内だけであると。

(西田係長) はい。

(井元副会長) わかりました。これ、内容を拝見しますと、何か、本来、私も保育者養成にかかっていますので、お絵かきだとか、体育だとか、鼓笛隊も音楽も、基本的に保育者が技術として持っているものなので、安易にこういう教室、どこかの先生を呼んできて、プラスアルファでとるようなことになってはしないかなというふうに。スイミングとか、非常に専門性があるというのはわかるんですけども、本来、そこの保育者がやるべきことを少し安易にしていないかなというのが少し心配にはなったんです。保育時間内でしたら、これを利用できない子どもたちはどうしているのかということもありますし、そこは普通の保育で、何か同じ保育時間内に特別な料金を払って、特別なことをやっている子がいるということも、少しどんな風景かなというのが少し疑問に思いましたので、教えていただければと思います。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西田係長) 各園さんで考え方というのが、保育の考え方が違いますので、一概に申し上げにくいとは思いますが、基本的に任意というか、強制的なこういうスイミングとかというのではないのかなと考えております。そうしますと、やられない方というのが別でやられる方と別で保育をされているというような現状はあるかと思えますけれども、そこはちょっと各園さんに聞いてみないと、そこまでちょっと把握していないところですので。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

これ、済みません、事務局、上乘せ徴収金なんですけれども、保育時間内に行われるということなんですけれども、これ、必ずここに書いてある習い事のようなものをそこの保育所に通っている限り、払って受けるというのが原則なのか、それとも希望制みたいな形になっているのか、それともどっちもあるのか、何か把握されていることはありますか。

(西田係長) 基本的には、希望制かとは考えております。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。今井委員。

(今井委員) 済みません、この上乘せ徴収金の私立保育所等の実例というのは、これはとある保育園という意味ですか。それとも幾つかの私立の保育園、保育所とかのあれですか。

(西田係長) 幾つかの施設になります。

(今井委員) 幾つかの施設で、こういう感じでありましたということ。

(西田係長) 実例を挙げさせていただいているので、これが1つのというわけじゃなくて、幾つかの施設で行われているというふうな形になります。

(今井委員) 保育時間内でされているのか、それ以外のところなのかということまでは、そこまで細かく把握されておられないということですね。

(西田係長) そうですね、基本的に保育時間内でやられているかとは。上乘せ徴収金になりますので、保育時間内でやられている。

(今井委員) 時間内にはということですがけれども、そこが例えば全員なのか、ほぼ全員なのか、例えば任意というか、希望というふうに言うけれども、ほぼ全員なのか、それか本当に希望なのか、習い事みたいな感じの感覚で申し込まれるような園もあるでしょうし、もしくは、これは保育の中のカリキュラムの1つなので、これを取り入れていますと、これが特色なのでというところで、それをうたっておられるような私立の保育園とかであれば、当然そこは必ず全員が多分入ることになると思うので、そこまで細かいところまでは把握されておられないんですよ、多分。

(西田係長) 基本的に、この金額、上にも書かせてもらっているとおり、金額並び支払いを求める理由について、書面によって説明していただいて、同意を文書でとる必要がございますので、やられる方というのは同意されている方になると思いますし、全ての事例に関しては、任意とか、参加、希望制になるかと思っておりますので、全員が全員やられているというわけではないかと思っております。ただ、やられている度合いですね、任意といいながら全体でやられている場合もございまして、本当に習い事という形で一部の方のみやられている園さんもございまして。そこは施設の考え方によって、ばらばらにはなってくるのかなと思っております。

(福田会長) ありがとうございます。

これ、済みません、三角先生、これね、スイミング、結構拳がってくるんですけども、スイミングが拳がってくる割合というのは、

茨木市は割合高いと考えるもいいんですか。それとも、他市と比べてもこの程度ぐらいはスイミング入ってくるかなというふうな見立てでもいいですか。

(三角委員) 私も幾つかの園でスイミングをされていたり、実際にバスに乗って行ってる場所も知ってはいるんですけども、それが今現在、40カ園ある私立の保育園、認定こども園の中でどれぐらいの割合がスイミングを取り入れているのかというのは、私もちょっと把握はできていないんですけども。

それから、先ほど今井委員さんがおっしゃられました、こういう特別保育というんですけども、スイミングであったり、体育、運動遊びであったり、鼓隊であったり、英語教室であったりというふうなところも、事務局がおっしゃられましたように、本当に任意でやられているところもありますし、保育の一環として、うちの園ではこういうふうな取り組みをしています、だから同意してくださいというふうな形で持っていつている園もあると思います。ですので、園全体で取り組む保育の中の一環としての特別保育というふうな形をとられている園も多々あるとは思いますが。

(福田会長) どうもありがとうございます。

何となく上乗せ徴収金にかかわる保育の中身みたいなのがイメージが大分ついてきたかなというふうに思いますけれども、これについてよろしいですかね。

ありがとうございます。

最後、実費徴収金の件ですね、制服等々というところになるかどうかと思いますけれども、こちらについてはいかがでしょうか。一応先ほどの上乗せ徴収金については、文書による同意が必要ということなんですけれども、こちらについては、同意必要なしということで、徴収されるというものになります。

これ、済みません、5ページの主食費なんですけれども、割と1,000円のところが多くて、多いところでは2,000円ということになると、単純に倍ということになりますけれども、これは何でしょうか、これも人件費というふうに考えていいのか、それとも何かちょっとイメージがわからないんですけども、何でこれが変わってくるのかなみたいな、何かわかることがあれば。

(西田係長) 主食費用というのがお米とかパンとかにかかってくるお金になるんですけども、そこのお米のお金だったり、パンのお金だったりという金額になるので、どういうものを園で取り入れられているかによ

って、金額が変わってくるのかなというところになります。公立に関しては 1,000 円という徴収金額でやらせていただいているところ
です。

(福田会長) 単純に食材の質ということですかね。

(西田係長) ごめんなさい、それともう1つ、なしの施設が1施設あるんで
すけれども、こちらの施設に関しましては、お米を持参という形に
されているところですので。そういう施設もございます。

(福田会長) なるほど。勉強になります。ありがとうございます。

榎本委員。

(榎本委員) これは月から金、毎日なんでしょうか。それとも保育所によっ
ては、公立は月から金なのか、私立なんかは3回は何とかで、2回
はお弁当とかそんな感じではなくて、もう毎日なんですか。

(西田係長) 保育所に関しましては毎日のことになります。

(榎本委員) 私立もですね。

(西田係長) 私立もです。

(福田会長) ありがとうございます。

今井委員。

(今井委員) 主食費用の公立が 1,000 円で、私立のほうが最高で 2,000 円と
いうところですがけれども、以前、ちょっと聞いたことがあって、公
立は公立でメニューもきちんと統一されていて、食材をまとめて買
っているので 1,000 円でいけるんですと。私立はなかなか 1,000 円
では、いろんな台所事情が違ってできないんですと。なので、公立
のメニューと私立のメニューで考えたときに、同じようなものをつ
くろうと思ったら、公立では例えば 1,000 円でもできるけれども、正
直なところ、私立だと 1,000 円ではいけないんですと。だから同じ
メニュー、例えば公立と同じぐらいのレベルに合わせるのであれば、
私立は 1,000 円以上はかかるというような認識を持ってくださいみ
たいな話を聞いたことがあるんですが、そういった意味で私立なの
で倍の 2,000 円は必要ですと。それをどうしても 1,500 円なり、
1,300 円なり、それこそ公立と同じ 1,000 円にするのであれば、それ
は私立にとってはちょっと残念なことに、メニューの質を若干落と
すようなことになりかねないですと。例えばカレーのお肉がお肉じ
ゃなくなってひき肉になるとか、お肉じゃなくなって野菜だけにな
るとかいうのを聞いたことがあるんですけれども、済みません、台
所事情なんですけれども、実際そういうところで、私が純粹に人件
費だけかなと最初思っていたんですけれども、そうじゃないという

ような事情も聞くんですけれども、実際そういうものなんでしょう
か、済みません。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西田係長) 主食費用に関しましては、お米とパンとか、そういう主食費の
みになります。おかずとかいうのは、公定価格の中に含まれた金額
になりますので、別で考えていただいたほうがいいのかなと思いま
す。主食費用に関しましては、私立の園さんがどういうふうな形で
設定されているかというのは、こちらも把握はしていないところで
すので、その辺は各施設によってばらばらで考えられているのかな
というところかと思えます。

(福田会長) 三角委員、お願いします。

(三角委員) 全てがそういうふうな形になっているかわからないんですが、
本当に給食材料費というのは、各施設、本当にばらばらで、私のと
ころの園も大変苦労しております。町なかに近い園さんというのは、
お店もたくさんあって、いろんなところから取り入れられて、いろ
んな業者を並べて、どこが安いというふうなことが比べられるん
ですけれども、まちから少し離れた園なんかになりますと、配達をし
てくれる業者を探すのがまず大変。これはお米に限らず、野菜、お
肉全てなんですけれども、そういうところを探すのが本当に大変で、
給食のレベルが公立よりは落ちている、劣っているというふうにし
っている私立の園はないとは思いますが。その辺は安心していただ
いたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、私のところも
公立には負けないようなメニューでやっているつもりでございませ
るので、本当に主食費のほうもいろんな各園さんで入れているお米の
質なんかもあるのかもしれないんですけれども、ここでしか配達し
てくれないんやという状況になると、そのお店との交渉だけになっ
てしまうので、だからその辺ですごくしんどいところも出てくるか
もしれないですね。

(福田会長) ありがとうございます。

(今井委員) 主食費用でというふうに、私もそういう認識をしていたん
ですけれども、たまたま公立から民営化に移るところに限っては、そ
んなようなコメントもちょっといただいたこともあるので、なかなか
ちょっと難しい事情もありましてということだったので、イメージ
的には、私立のほうは給食は結構豪華なんじゃないかなというふう
に思っている保護者の方、私も含めて多いんですけれども、中には、
そういったいろんな今の諸事情が多分いろいろおありかと思うので、

主食費用とはいえども、いろんなところでお金はやはりどうしてもかかってくるころはあると思うので、多分そういった地域差というか、多分そういうところなんですよね。ありがとうございました。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。原田委員。

(原田委員) 私立というのは、きっとそれぞれ特色を持ってされているというところで、それを魅力を感じて、公立じゃなくて初めから私立というところの保護者もおられると思うんですけども、先ほどの話の確認みたいなものなんですけど、実はこれだけ本当に基本的な保育料以外に金額がかかるというのは、本当に絶対に外してはいけない情報やなと思いますので、そこら辺の情報提供というところは、本当に、先ほどホームページとかおっしゃいましたけれども、みんなは絶対それをすぐというんじゃないで、本当にそれを手に入れやすい状況というか、それはやはりしっかりしたほうがいいんじゃないかなと。いざ、ふたをあけて、こんな要るんだったら本当に生活自体が厳しいとなると、基本的な部分が危ないんじゃないかなと思います。

それと、ちょっとわからないんですけども、私立の保育園は、きっとそれなりに経営をしながら、やはりきちっとした運営をしながら質のいい保育ということで実際されていると思うんですけども、逆に言えば、公立のほうは行政という形で、ある意味でブレーキをかけるというんでしょうか、税金で賄って云々という、何らかのあれがあると思うんですけども、私立のほうは、当然一つの営業という形で、お仕事でもされておられますので、その金額設定とか云々というのは、行政が入れない部分があるんだろうと思ながらも、できたらやはり一定の金額というのは、いい良好な状態であげるようお願いをするのか、きっと強制はできないと思うんですけどもね。やっぱりそういう働きかけというのは、大事にしないと。というのは、私、ちょっと素朴に、私立って結構定員いっぱい余っているのかなと思ったら、実は当然いっぱいなんですよね。私立も入れて待機児童というのは、ああ、そうなんだなと思ったんですけども、つまり公立とか云々に入れられなければ、言葉は悪いですけども、入れざるを得ない状態になったときに、やっぱりふたをあけたらこれだけかかるというも、それはしない限り絶対仕事に行けないとなると、もうそこしか道がないとなると、逃げられない状態なので、そこはやはり何らかの形で少しでもというところ

ら辺は配慮が必要かなと。済みません、ちょっと意見だけです。

(福田会長) ありがとうございます。

多分、その問題、必ず起こってくることなんだと思うんですよね。積極的に選んで、実費徴収、上乗せ徴収かかってきますよということであればいいんですけども、今の待機児童の問題からいくと、不本意ながら入れるところに預けるしかないという保護者が一定いるというのが多分現状だと思うんですよね。そういった中で、これについては、行政はノータッチなんですよと。それは各園独自でやっていますのでというのは、理屈としてはそうなんですけれども、何で払わなあかんの、だって選んだでしょと多分言われるわけですよね。でも保護者からすると、いやいや、ここ第1希望ちゃいますねんとは、なかなか口には言えないなというところもありながら、何かそこらをどう見ていくのかなと。

多分、今回出していただいた資料ですよ、しっかり市の情報等にも載せてあるということですので、多分そこを見ていくと、かなりどういうふうな形で、実費徴収かかるかとか、習い事をやっているかとかいうのがわかりながら、それは多分、一定私立の保育所が質を上げていく、多分切磋琢磨していくんだらうなど。一つの多分横を見ながら、どこも比較検討しながら進めていくところがあるでしょうから、そういったところを考えていただきたいというところと、やはり最初に、原田委員もおっしゃったように、なかなか不本意ながらということもあろうかなと思いますので、できるだけ必要以上な実費徴収がかかっていないかというところもチェックできるような形になるといいのかなというふうに思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

事務局、どうぞ。

(村上保育幼稚園事業課長) 先ほどからご意見いただいております実費徴収、上乗せ徴収のこの見えない部分のアナウンスの仕方につきましては、やはりホームページだけでなく、窓口に来られる方にも丁寧な形でアナウンスしていきたいと考えておりますので、またその方法等については、今後も検討させていただきたいと思っております。

(福田会長) ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、どうでしょう、議論については、ここまでとさせていただきますけれどもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次第に沿いまして、その他ということになってまいり

ます。ここにつきましては、私のほうから今後、答申（案）を作成していくということになります。

資料1「茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会の今後のスケジュール」について記載されておりますとおり、次回、第5回審議会では、答申（案）について議論いただく予定となっております。答申（案）につきましては、これまでの審議をもとに、私、会長と副会長の井元委員、そして事務局で検討させていただきまして、次回、第5回審議会でそれをお示しし、議論いただくという形で進めさせていただきたいと考えております。委員の皆様、その進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

(福田会長) ありがとうございます。

それでは、次回、答申（案）をお示しいたしますので、よろしく願いいたします。

ほか、何かございますでしょうか。

よろしければ、事務局から報告等ありましたらお願いいたします。

(中路課長代理) では、今後のスケジュールについて、申し上げます。

資料1をご覧ください。

今後の開催予定については、第5回審議会を来年1月23日火曜日18時30分から、第6回審議会を1月25日木曜日18時30分から予定しております。

第5回審議会においては、先ほどご承認いただきましたとおり、福田会長、井元副会長及び事務局にて答申（案）を作成し、お示しいたしますので、これについてご審議いただき、第6回審議会において答申をいただきたいと考えております。

なお、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）」及び「学童保育室利用料（案）」について、今回お示しした修正内容等も含め、12月7日から12月28日の間にパブリックコメントを実施するとともに、次回、集約したものをお示ししたいと考えております。

続きまして、会議録について申し上げます。

本日の会議録につきましては、速やかに作成し、後日、委員の皆様にお送りさせていただきたいと考えております。また、第1回審議会冒頭でご承認いただきましたとおり、情報ルームにおきまして一般公開するとともに、保育幼稚園総務課のホームページにおきましても掲載してまいりますので、よろしく願います。

以上です。

(福田会長) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第4回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

—了—